

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

保健所長に権限を委任する規則（平成12年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1項第2号中「から」を「に対し、」に、「求め、及び」を「命じ、又は」に改め、同項第7号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、「開設届出」の次に「並びに同条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出」を加え、同項第8号中「及び助産所の休止、」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の休止及び」に改め、同項第9号中「及び助産所の廃止」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止」に改め、「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第14号中「及び禁止並びに修繕及び」を「若しくは禁止又は修繕若しくは」に改め、同項中第26号を第29号とし、第25号を第28号とし、同項第24号中「変更届出」の次に「並びに同条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出事項の変更届出」を加え、同号を同項第27号とし、同項中第21号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、同項第20号中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第23号とし、同項第19号中「及び閉鎖命令」を「又は診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の閉鎖命令」に改め、同号を同項第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 法第29条第2項の規定による診療所及び助産所の変更許可の取消し並びに診療所の病床設置又は変更に係る許可の取消しに関すること。

第1項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、同項第16号中「又は管理者」を「若しくは管理者並びにオンライン診療受診施設の設置者」に、「命ずる」を「命じ、又は職員をして病院、診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者の事務所等に立入検査させる」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号中「又は管理者から」を「若しくは管理者並びにオンライン診療受診施設の設置者に対し、」に、「求め、並びに」を「命じ、又は」に、「及び助産所に」を「、助産所及びオンライン診療受診施設に」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 法第24条の2第1項の規定による診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の措置命令に関すること。

(16) 法第24条の2第2項の規定による診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の業務停止の命令に関すること。

第1項に次の1号を加える。

(30) 政令第4条の7の規定による診療所を開設する一般社団法人が作成する計算書類等の届出の受理に関すること。

この規則は、公布の日から施行する。